

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
新宿NSビル

株式会社アスモ

代表取締役社長 長井 尊

第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後6時00分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
新宿NSビル3階 NS会議室 3-M
ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照ください。
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第47期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第47期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役4名選任の件 |

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、本株主総会招集ご通知に記載しております株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.asmol.co.jp>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症への対応に関するお知らせ

株主の皆様へ

第47回定時株主総会における新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、下記のとおりご案内させていただきます。株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

【当社の対応について】

- ・来場される株主様には、マスクを着用していただきます。
- ・役員・運営スタッフもマスク着用で対応させていただきます。
- ・会場入口および会場内に消毒用アルコールを設置いたします。
- ・株主様同士の距離が保てるよう、座席を一定の距離をおいて設置いたします。
- ・受付で検温を実施させていただきます。(測定で37℃以上の場合は入場をご遠慮いただきます)
- ・質疑応答等で使用するマイクは、使用の都度アルコール消毒させていただきます。
- ・本株主総会は、議事進行を円滑かつ効率的に執り行うことで例年より短時間で終わらせていただく予定です。

【株主様へのお願い】

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本株主総会につきましては、極力、書面により事前に議決権を行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。
- ・特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方におかれましては、ご来場を見合わせることをご検討ください。
- ・来場される場合は、必ずマスクをご着用ください。
- ・体調不良と見受けられる方には、ご入場をご遠慮いただいたり、途中のご退出をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、ワクチン接種率の上昇に伴い、経済活動が正常化に向かう動きも見受けられました。しかし、足元ではオミクロン株の感染急拡大によるまん延防止等重点措置の適用や原材料価格の高騰など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

世界情勢においては2022年2月にロシアがウクライナへの軍事侵攻を開始し、長期化する対立により幅広い業界へのマイナス影響が広がりつつあります。

このような状況の下、アスモトレーディング事業ではインバウンド需要の低迷や国内外食産業への営業自粛による影響に対して、独自の仕入ルートを活かしたメキシコ産商材の優位性を実現することで売上、利益を確保することができました。

アスモフードサービス事業では、材料費の高騰、現場における高度な衛生環境の維持など取り巻く環境が厳しい中において、生活に欠くことのできない食の供給会社として、食の安全性を確保するとともに、長年の経験と新しい素材を追求することでお客様にご満足をいただけるよう徹底したサービスの提供を心掛けてまいりました。

アスモ介護サービス事業では、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、ご利用者様の減少が続きましたが、雇用を確保し、安定的にサービスを提供できる態勢を維持してまいりました。

ASMO CATERING (HK) 事業では、香港における経済活動の正常化が一旦はみられたものの、ゼロコロナ政策を進める中国での国内における新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響により、再びプレーキがかかる状況となりましたが、店舗営業以外に加工食材の販売先を開拓することで販路の拡大に努めてまいりました。

その他、基幹事業分野への経営資源の集中を目的として、当社が保有するアスモ少額短期保険株式会社（その他セグメント内）の全株式を2022年3月30日付で譲渡したことに伴い、当連結会計年度末において当該会社を連結の範囲から除外しております。

このように、当社グループは、各事業のストロングポイントを的確に見極めたうえで、厳しい状況の中においても積極的に可能性を追求し、取り巻く環境にフ

レキシブルに対応してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高18,841百万円（前年同期比0.0%減）、営業利益536百万円（前年同期比18.9%減）、経常利益603百万円（前年同期比20.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、347百万円（前年同期比15.7%減）となりました。

売上高の減少は、アスモトレーディング事業の好調による増加分を、アスモ介護サービス事業およびアスモフードサービス事業においてサービスご利用者様数が減少したことによる減少分が上回ったことによるものであります。経常利益の減少は、新型コロナウイルス感染症に対する衛生維持費の増加、アフターコロナを見据え人材を継続確保することで人件費を削減しなかったことに加え、ASMO CATERING (HK) 事業において、ゼロコロナ政策を進める中国政府の影響の下で2022年1月上旬から香港当局による厳しい営業規制が再開され、業績が急速に悪化したことによります。

今後におきましても、売上高の増加、利益率の改善に加え、グループの目標どおり事業を成長させることに邁進してまいります。

主な事業別の状況は次のとおりであります。

セグメント名称 (セグメントに該当する会社)		主要な事業の内容
アスモ事業 (株式会社アスモ)		グループ各社の統制・管理、不動産賃貸
アスモトレーディング事業 (株式会社アスモトレーディング)		食肉の輸入、食肉および食肉加工品の販売
アスモフードサービス事業 (株式会社アスモフードサービス) (株式会社アスモフードサービス首都圏) (株式会社アスモフードサービス東日本) (株式会社アスモフードサービス中日本) (株式会社アスモフードサービス西日本)		高齢者介護施設等における給食の提供
アスモ介護サービス事業 (株式会社アスモ介護サービス) (株式会社アスマライフサービス)		訪問・居宅介護事業所の運営 有料老人ホームの運営
ASMO CATERING (HK) 事業 (ASMO CATERING (HK) CO., LIMITED)		香港における外食店舗の運営、食品加工販売
その他	(サーバントラスト信託株式会社)	管理型信託商品の販売
	(アスモ少額短期保険株式会社)	少額短期保険商品の販売 ※当連結会計年度末において連結の範囲から除外しております
	(ASMO CATERING (TAIWAN) COMPANY LIMITED)	台湾における外食店舗の運営 ※現在事業を休止中

イ. アスモトレーディング事業

アスモトレーディング事業におきましては、国内では2021年10月以降、同年9月末の緊急事態宣言解除に伴う外食産業での需要増加により売上は堅調に推移しましたが、食肉生産国における人手不足と、国際的な需要の高止まりによる価格の上昇傾向に加え、為替が円安傾向に推移したことによるコスト高を原因として利益率が低下しました。また、2021年の年末には新型コロナウイルス感染症のオミクロン株の感染懸念により再び外食需要が冷え込むなど、期待されたマーケットの回復は一進一退の状況にありました。また、原油価格の高騰やサプライチェーンの分断、それに伴う原材料の高騰の影響を受け輸入牛肉の価格は高騰しました。そのような状況下で、当社の強みであるメキシコ産商材は安定的な購買ができたため従来のマーケットに加え同業者への販売が好調に推移し、また通信販売事業においても消費者の巣ごもり需要の定着により順調な業績を維持しました。支出に関しては運賃・保管料・人件費等を軽減させることで利益を追求してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、3,248百万円（前年同期比23.5%増）、セグメント利益（営業利益）は90百万円（前年同期比12.8%増）となりました。

今後においては新型コロナウイルス感染症の収束に向け、外食産業の回復やインバウンド需要の再来に期待がもたれるものの、ロシアのウクライナ侵攻によるエネルギー、穀物価格の上昇により先物高・物流費の上昇に加え、当第4四半期会計期間からの円安傾向などにより先が見通せない状況ですが、消費動向や需給バランスに注視して機敏に対応し、メキシコ産商材を中心に価格を含めた商品の優位性を実現することで販路を拡大し、通信販売事業の安定販売により業績の向上に専念してまいります。

ロ. アスモフードサービス事業

アスモフードサービス事業におきましては、主な給食提供先である有料老人ホームや介護施設でのコロナ禍対応に起因したご利用者様数（給食提供人数）の減少により厳しい状況で売上高が推移しました。また、国内での食品を中心とした生活に身近な品目における物価上昇の影響を受け、特に価格変動の大きい生鮮野菜の仕入が課題となり、原価を抑えるために食材の切り替えを行い、効率的な人員配置を行うことで販管費を抑え利益の確保に努めてまいりました。一方で、コロナ禍でも楽しめるよう内容を工夫した数々のイベントを行うことで顧客満足度の向上を図ってまいりました。また、2021年9月末の緊急事態宣言の全面解除に伴い、少しずつ再開しておりました従業員の研修や料理コンテスト等は、新型コロナウイルス感染症のオミクロン株の感染懸念により再び断念せざるを得ない状況となりましたが、試行錯誤しな

から従業員の知識向上に励んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、7,556百万円（前年同期比0.5%減）、セグメント利益（営業利益）は356百万円（前年同期比4.8%増）となりました。今後も様々な工夫を行い、従業員個々の知識・技術を高め、様々なニーズに対応できる人材育成を行うことでお客様に、安心・安全でおいしい食事を提供し続けていくことを心掛けてまいります。

ハ. アスモ介護サービス事業

アスモ介護サービス事業におきましては、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、有料老人ホーム運営事業、および介護タクシー事業を営んでおります。介護業界全体として、恒常的な人手不足と、それに伴う人件費の上昇に加え、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響によるご利用者様の減少で、足元・先行きとも厳しい状況にあります。そのような状況の中、感染対策の徹底を行ってまいりましたが、当連結会計年度中においては非常に感染力の強い新たなオミクロン株の影響により、サービス提供先でも複数の施設において施設内クラスターが発生したことから一時的にサービスの提供が減少しました。また、高齢者の介護現場における新型コロナウイルス感染症への警戒感による総体的なご利用者様の減少の影響を受け、当連結会計年度は売上、利益ともに厳しい結果となりました。当連結会計年度末現在、訪問介護事業所35事業所（前年同期末は37事業所）、居宅介護支援事業所12事業所（前年同期末は12事業所）となり、支援させていただいておりますご利用者様（※）は1,865名（前年同期末は2,019名）となりました。また、有料老人ホーム6施設（前年同期末は6施設）のご入居者様は301名（前年同期末は322名）となりました。（※）介護タクシーでの介護保険利用者を除く

以上の結果、当連結会計年度の売上高は5,747百万円（前年同期比14.9%減）、セグメント利益（営業利益）は333百万円（前年同期比28.9%減）となりました。（※前年同期比については、当連結会計年度より収益認識会計基準を適用したことによる影響額を除外すると、売上高が1.7%減、セグメント利益が32.3%減となります。影響額については連結注記表「2. 会計方針の変更等に関する注記」をご参照ください。）

今後におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況が落ち着き、回復が見込まれる介護需要を取り込むことに注力してまいります。また、職員の定着率向上に向けた取り組みと積極的な新規採用により十分な職員数を確保していることを強みとして、介護サービスの更なる質の向上を図ってまいります。

二. ASMO CATERING (HK) 事業

ASMO CATERING (HK) 事業におきましては、香港内でのオミクロン株拡大による急速な感染者増加を受け、2022年1月上旬よりレストランでの夜6時以降のイートイン営業を禁止するというこれまでで最も強い規制が敷かれましたが、それ以降も感染者の増加は止まらなかったため、同年2月上旬には中国政府の指導によりロックダウンの実施が検討されて街中で買占め騒動が起こるなど、これまでとは次元の異なる社会的な混乱が起きました。当第3四半期会計期間まではコロナ禍前の業績に向けて徐々に回復してまいりましたが、当第4四半期会計期間において急ブレーキがかかった状況となりました。そのような状況下で、食品加工販売部門の加工工場では2021年の12月にISO22000（食品安全）を認証取得し、HACCPを導入したことで大手日系レストラン各社からの受注を獲得するなど、積極的に業績を伸ばしてまいりました。店舗展開では、コロナ禍を機に外食一辺倒であった香港人の食生活に「和の総菜文化」という提案を行うことで新たなマーケットを創出するため、中国大陸に隣接する大埔地区の日系食品スーパー「一田」百貨店内に『Japanese Delicatessen 彩』と『匠工房 秀吉』の2店舗を同時オープンいたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,828百万円（前年同期比33.3%増）、セグメント損失（営業損失）は58百万円（前年同期はセグメント損失53百万円）となりました。

今後におきましては、強みとなりつつある食品加工販売部門の拡大と、アフターコロナにおける新たなマーケットをいち早くグリップすることで今後の事業展開に備えてまいります。

ホ. その他の事業

その他セグメントに含めておりますサーバントラスト信託株式会社は管理型信託事業を展開しており、入居一時金保全信託、法人・個人向けの金銭管理信託、および不動産管理信託を主力とした信託商品の販売を行っております。同じくその他セグメントに含めておりますアスモ少額短期保険株式会社は、少額短期保険事業を展開しており、企業の従業員への福利厚生制度としての生命保険商品、および高齢者施設入居者のケガや家財の補償、および介護サポートを目的とした損害保険商品を販売しております。いずれの事業においても、コロナ禍によって対面販売営業を行う機会の確保が難しく、新規受注が伸び悩んだことで減収減益となりました。

なお、アスモ少額短期保険株式会社につきましては、基幹事業分野への経営資源の集中を図ることを目的として当社が保有する全株式を2022年3月30日付で譲渡したことに伴い、当連結会計年度末において連結の範囲から除外しております。このため、当連結会計年度のその他の事業の経営成績には、連結除外日までの同社の実績を含めております。

以上の結果、その他セグメントにおける当連結会計年度の売上高は455百万円（前年同期比6.5%減）、セグメント利益（営業利益）は、6百万円（前年同期比51.1%減）となりました。

（事業部門別売上高）

部 門	金 額(千円)	構 成 比(%)	前連結会計年度比(%)
ア ス モ 事 業	4,778	0.0%	100.4%
アスモトレーディング事業	3,248,668	17.3%	123.5%
アスモフードサービス事業	7,556,593	40.1%	99.5%
アスモ介護サービス事業	5,747,106	30.5%	85.1%
ASMO CATERING (HK) 事業	1,828,975	9.7%	133.3%
そ の 他	455,118	2.4%	93.5%
合 計	18,841,240	100.0%	100.0%

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資額は48百万円であります。その主なものは、ASMO CATERING (HK) 事業における新店舗オープンに伴う設備投資や既存店舗のリノベーション費用40百万円、アスモフードサービス事業における事業所でのタブレット端末使用に係るネットワーク機器保守更新費用4百万円、アスモ介護サービス事業における有料老人ホーム新規開設（2022年5月オープン）に伴う設備購入費用1百万円であります。その他特筆すべき設備投資は行っておりません。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 44 期 2019年 3 月期	第 45 期 2020年 3 月期	第 46 期 2021年 3 月期	第 47 期 2022年 3 月期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	19,574,988	19,842,288	18,849,203	18,841,240
経常利益 (千円)	1,137,161	1,196,255	756,937	603,786
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	681,357	673,708	412,212	347,696
1 株当たり当期純利益 (円)	48.60	48.05	29.41	25.42
総資産 (千円)	8,348,134	8,877,718	9,065,779	8,645,652
純資産 (千円)	5,583,936	6,137,888	6,304,303	6,226,188
1 株当たり純資産額 (円)	392.15	433.84	448.32	459.57

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第 44 期 2019年 3 月期	第 45 期 2020年 3 月期	第 46 期 2021年 3 月期	第 47 期 2022年 3 月期 (当事業年度)
営業収益 (千円)	504,752	504,752	404,760	404,778
経常利益 (千円)	354,754	345,761	226,075	211,259
当期純利益 (千円)	406,865	371,827	285,137	398,637
1 株当たり当期純利益 (円)	29.02	26.52	20.34	29.14
総資産 (千円)	3,448,297	3,679,084	3,654,405	3,658,663
純資産 (千円)	3,262,189	3,493,752	3,605,954	3,599,379
1 株当たり純資産額 (円)	232.67	249.19	258.33	267.32

- (注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社への議決権比率	主要な事業内容
株式会社Persons Bridge	60百万円	60.9%	老人ホームの紹介斡旋事業
株式会社ベストライフ	45百万円	72.3% (72.3%)	有料老人ホーム等の運営、居宅介護支援事業所の運営、グループ各社の運営管理・業務支援
株式会社ベストライフホールディングス	310百万円	72.3% (72.3%)	グループ会社株式の持合管理

(注) 1. 2022年3月31日付で株式会社ベストライフ(以下、「ベストライフ」といいます。)の完全子会社6社が保有している当社の非上場の親会社である株式会社 Persons Bridgeの種類株式(無議決権株式)948株が普通株式へ転換されたことにより、ベストライフが間接的に保有する当社の議決権の比率が60.9%増加し、同日付で当社の親会社に該当することとなりました。なお、株式会社ベストライフホールディングスはベストライフの株式を100%保有しているため、同時に当社の親会社に該当することとなります。

2. 当社の議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社アスマトレーディング	10百万円	100.0%	食肉の輸出入、食肉および食肉加工品の販売
株式会社アスマフードサービス	10百万円	100.0%	高齢者介護施設等における給食の提供
株式会社アスマフードサービス首都圏	10百万円	100.0% (100.0%)	高齢者介護施設等における給食の提供
株式会社アスマフードサービス東日本	10百万円	100.0% (100.0%)	高齢者介護施設等における給食の提供
株式会社アスマフードサービス中日本	10百万円	100.0% (100.0%)	高齢者介護施設等における給食の提供
株式会社アスマフードサービス西日本	10百万円	100.0% (100.0%)	高齢者介護施設等における給食の提供
株式会社アスマ介護サービス	10百万円	100.0%	訪問・居宅介護事業所の運営 有料老人ホームの運営
株式会社アスマライフサービス	10百万円	100.0% (100.0%)	有料老人ホームの運営
サーバントラスト信託株式会社	100百万円	99.3%	管理型信託商品の販売
ASMO CATERING (HK) COMPANY LIMITED	8百万香港ドル	78.5%	香港における外食店舗の運営、食品加工販売
ASMO CATERING (TAIWAN) COMPANY LIMITED	5百万台湾ドル	78.5% (78.5%)	台湾における外食店舗の運営 ※現在事業を休止中

- (注) 1. 当社の連結子会社は、上記の11社であり、持分法適用会社はありません。
2. 当社の議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。
3. 当社の連結子会社であったアスモ少額短期保険株式会社は、保有株式の売却に伴い、当連結会計年度末において連結の範囲から除外しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの事業を取り巻く環境は、引き続き厳しいものと予測されます。中長期的な経営戦略の達成に向けて対処すべき課題は、下記のとおりと認識しております。

① 収益モデルの構築・維持

少子高齢化による労働力人口の減少や、他の業種の求人状況の動向に影響され、介護サービスの分野は一般に他の業種と比較して有効求人倍率や離職率が高く、人材の確保・定着や計画的な人材育成が難しい状況にあります。アスモ介護サービス事業では、収益モデルの維持を図るために、職員の更なる処遇改善を進め、これらを担う人材を安定的に確保し、育成・定着に取り組んでまいります。

ご利用者が施設で健康に生活していくためには、ご利用者様本位のおいしくて質の高いお食事が適切に供給される必要があります。アスモフードサービス事業においては、災害や気候変動に伴う仕入価格の変動に対応すべく、業者の選定を行い、適時・適切・適正価格での食材調達に努めてまいります。また、安定的にこれらのサービス等を提供するため、職員の勤務環境を整備し、適正な人員配置を実現することで収益モデルの改善に取り組んでまいります。

アスモレーディング事業では、競争力がある高品質メキシコ産チルド牛肉の輸入をより安定させるため、幅広くマーケットに商材の良さを認知していただける取り組みを続けるとともに、国内での通信販売部門によるBtoCマーケットを拡充することで弾力的な収益モデルの構築に努めてまいります。

ASMO CATERING (HK) 事業におきましては、新型コロナウイルス感染症に対してゼロコロナ政策を進める中国政府による営業への規制の強化と緩和が繰り返されるなど、引き続き先行きが不透明な状況にあります。このような状況の下、自社の特徴であるセントラルキッチンを活かした食品加工販売事業での新規顧客の開拓を積極的に行い新たな収益モデルの再構築に取り組んでまいります。

② 競合他社との競争優位性

介護保険に基づく介護サービス事業では、今までは一律に同等のサービス、報酬で行われていたために小さな事業者が多く乱立している状況でしたが、近年、サービスの質による報酬の差別化が行われており、事業者の優勝劣敗が明らかになりつつあります。アスモ介護サービス事業では、人材教育と職員の勤務環境の

改善による離職防止を最重要事項として取り組むことで有効な人材を確保し、外国人人材やICT、IOTの更なる活用も視野に入れることで更なる優位性を確保し、質の高いサービスを提供し続けてまいります。

③ 内部統制システムの確立

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の導入に伴い、当社グループといたしましても取り組みを強化してまいりましたが、今後も引き続き、経営環境の変化に迅速に対応できる経営管理組織にすべく、内部統制システムの充実、強化に向け取り組んでまいります。

④ 次代を担う人材育成

激変する経済環境の中で、当社グループといたしましても次代を担う経営者あるいは管理者たる人材の育成が急務であります。社内外を問わない効率的な人材配置および抜本的な人事処遇制度の改革により、社内の活性化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループ（当社および当社の関係会社）は、当社（株式会社アスモ）および連結子会社11社により構成されており、食肉の輸入、食肉および食肉加工品販売をはじめ、主に高齢者福祉施設における給食の提供、介護福祉施設の訪問介護、海外における外食店舗の経営・食品加工販売、財産等の管理および有料老人ホーム等入居一時金の保全を行う信託事業を主な内容として事業活動を展開しております。

なお、当社グループの事業内容および当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

① アスモ事業

グループ各社の統制・管理を行うとともに、不動産の賃貸を行っております。

② アスモトレーディング事業

牛肉、牛内臓肉、豚肉および加工品等を国内外から幅広く調達し、販売を行っております。

③ アスモフードサービス事業

全国251施設（労務委託等の部分委託を含む）において、利用者の方々に給食を提供しております。

④ アスモ介護サービス事業

訪問介護事業所・居宅介護支援事業所の運営事業および有料老人ホームの建設、企画、施設運営事業を行っております。

⑤ ASMO CATERING (HK) 事業

香港において外食店舗の運営およびセントラルキッチンにて調理・加工した食品の販売を行っております。

⑥ その他

サーバンストラスト信託株式会社において信託事業を行っております。(従来、連結子会社であったアスモ少額短期保険株式会社は、保有株式の売却に伴い、当連結会計年度末において連結の範囲から除外しております。)

(6) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

① 当社	本社	東京都新宿区
② 子会社	株式会社アスモトレーディング	大阪市北区 (本社)
	株式会社アスモフードサービス	東京都新宿区 (本社)
	株式会社アスモフードサービス首都圏	東京都新宿区 (本社)
	株式会社アスモフードサービス東日本	札幌市中央区 (本社)
	株式会社アスモフードサービス中日本	東京都新宿区 (本社)
	株式会社アスモフードサービス西日本	大阪市北区 (本社)
	株式会社アスモ介護サービス	東京都新宿区 (本社)
	株式会社アスモライフサービス	東京都新宿区 (本社)
	サーバンストラスト信託株式会社	大阪市西区 (本社)
	ASMO CATERING (HK)	香港
	COMPANY LIMITED	
	ASMO CATERING (TAIWAN)	台湾 ※現在休止中
	COMPANY LIMITED	

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
アスモ事業	13 (-)	- 名 (- 名)
アスモトレーディング事業	14 (1)	3 名減 (- 名)
アスモフードサービス事業	540 (634)	32 名増 (14 名増)
アスモ介護サービス事業	911 (208)	5 名増 (11 名減)
ASMO CATERING (HK) 事業	145 (18)	17 名増 (7 名増)
その他	6 (-)	5 名減 (1 名減)
合計	1,629 (861)	46 名増 (9 名増)

(注) 使用人数は就業人員であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
13 (-) 名	- 名 (- 名)	45.9歳	5.4年

(注) 使用人数は就業人員であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 60,000,000株
- ② 発行済株式の総数 15,145,175株
- ③ 株主数 2,186名
- ④ 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社Persons Bridge	8,200千株	60.90%
長 井 博 實	1,084	8.06
株式会社ベストライフ神奈川	286	2.13
株式会社ベストライフ埼玉	276	2.05
株式会社ベストライフ東京	268	1.99
株式会社ベストライフ西日本	264	1.97
株式会社ベストライフ東日本	243	1.81
福 山 良 二	194	1.44
株式会社ベストライフ中部	188	1.40
BNYM RE ING ASIA PTE BANK (TOKYO RESIDENT)	110	0.82

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式を1,680,613株保有しておりますが、上記大株主からは除外していません。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	長 井 尊	株式会社アスモフードサービス 代表取締役社長
取 締 役	奥 田 宏	株式会社アスモレーディング 代表取締役社長
取 締 役	長 井 力	株式会社ベストライフ 代表取締役社長 株式会社ベストライフホールディングス 代表取締役社長
取 締 役	北 嶋 准	
常 勤 監 査 役	宮 寺 孝 夫	宮寺公認会計士・不動産鑑定士事務所 所長
監 査 役	福 田 徹	株式会社福田総合研究所 代表取締役社長
監 査 役	肥 後 達 男	肥後達男税理士事務所 所長

- (注) 1. 取締役北嶋准氏は、社外取締役であります。
2. 監査役宮寺孝夫氏、監査役福田徹氏および監査役肥後達男氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役宮寺孝夫氏は、公認会計士の資格を有しており、また監査役肥後達男氏は、税理士の資格を有しており、両氏は財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役北嶋准氏および監査役肥後達男氏につきましては、東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役および各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役または社外監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金および争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等責任保険の被保険者は子会社を含む取締役・当社監査役・管理職従業員であり、被保険者の職務の適正性を損なわないための措置として保険料のうち株主代表訴訟敗訴時担保部分を被保険者が負担しております。

④ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

- ・取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について

取締役の報酬の構成は、基本報酬（固定報酬）のみであり、業績連動報酬は採用しておりません。基本報酬（固定報酬）は在任中に定期的に支払ひ、各取締役個人の基本報酬額の決定に関する権限については、当社の業績を全般的且つ網羅的に熟知理解しているとの理由で取締役会より委任された代表取締役社長である長井尊が、当社の業績および担当事業における成果等を総合的に勘案し、決定いたしました。

- ・当該決定方針の決定の方法について

当該方針は取締役会の決議により決定されたものであります。なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容につきましては、取締役会の決議による取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に照らし、各取締役の役位、担当職責に応じたものであり、当該方針に沿うものであると判断いたしました。

- ・取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2007年6月26日開催の第32回定時株主総会において年額1億35百万円以内（うち、社外取締役年額15百万円以内）と決議されておりあります。（当該決議時の取締役は7名。うち、社外取締役は3名）

監査役の報酬額は、1994年6月25日開催の臨時株主総会において年額35百万円以内と決議しておりあります。（当該決議時の監査役は1名）

ロ. 取締役および監査役の報酬等の総額等

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	104,400千円 (3,600千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	10,800千円 (10,800千円)
合計 (うち社外役員)	7名 (4名)	115,200千円 (14,400千円)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 当事業年度の末日現在における人員は、取締役4名、監査役3名であります。

⑤ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・監査役宮寺孝夫氏は、宮寺公認会計士・不動産鑑定士事務所所長を兼務しております。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役福田徹氏は、株式会社福田総合研究所代表取締役社長を兼務しております。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役肥後達男氏は、肥後達男税理士事務所所長を兼務しております。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。
- ロ. 当事業年度における主な活動状況
社外役員の取締役会および監査役会への出席状況、活動状況と職務の概要

区 分	氏 名	主な活動状況と行った職務の概要
取 締 役	北 嶋 准	当事業年度在任中に開催された取締役会17回全てに出席し、豊富な経験と高い見識をもとに、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 また、業務執行者から独立した客観的・中立的な立場から、経営の重要事項の決定等につき、当社取締役会において的確な助言・提言を行い経営陣の監督に努めております。
監 査 役	宮 寺 孝 夫	当事業年度在任中に開催された取締役会17回全て、監査役会17回全てに出席し、常勤監査役の立場と公認会計士としての観点から実務上におけるアドバイス、および議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	福 田 徹	当事業年度在任中に開催された取締役会17回全て、監査役会17回全てに出席し、上場コンサルティングにおける内部統制制度・コーポレートガバナンス体制の構築、上場企業を中心に多数の会社に対してのIRコンサルティング等の実践を通じての知識・経験から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	肥 後 達 男	当事業年度在任中に開催された取締役会17回全て、監査役会17回全てに出席し、税理士としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

R S M清和監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	22,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性および独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役および使用人が法令、定款および健全な社会規範に適合した行動をとるための規準である「コンプライアンス倫理綱領」を定める。
- ロ. 「コンプライアンス倫理綱領」に定める行動規範、行動基準を周知・徹底させ、企業倫理の確立および法令遵守の徹底を図る。
- ハ. 社長を委員長とするコンプライアンス委員会は、委員会の支援組織として、

- 実務部会を設置し、抽出・検出・報告を受けたコンプライアンス上の問題や課題について、対応計画の策定や対処方法などを実務的に協議・検討する。
- ニ. 取締役会メンバーで構成するコンプライアンス委員会は、実務部会から要請を受けたコンプライアンス上の重要な問題や課題を審議し、決定する。
 - ホ. 社長は、必要に応じて、組織全体に対し、内容の伝達を行い、周知徹底させる。
 - ヘ. 社長直轄の内部監査室が、内部監査を通して社内業務全般のコンプライアンス状況を監視するとともに、社内通報制度を機能させ、コンプライアンス上疑義ある行為の早期発見と防止に努める。
 - ト. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは決して関わりを持たず、これらの反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等の外部の専門機関とも連携し、毅然とした体制で対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- イ. 「文書管理規程」その他の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を記録した文書、または電磁的媒体を適切に保存・管理し、必要に応じて、関係者が文書等を閲覧することができる体制を整備する。
- ロ. 内部監査室が取締役会議事録等の重要な書類の管理状況について、内部監査を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 「リスク管理規程」を定め、各部門毎に管理すべきリスクをカテゴリー別に明確にする。
- ロ. 管理本部本部長を全社のリスク統括責任者とし、人事総務課において全社・全部門のリスクを網羅的・総括的に管理する。
- ハ. 内部監査室が各部門毎のリスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を必要に応じて、社長、取締役会、社長を委員長とするリスク管理委員会および監査役に報告し、取締役会において改善策を審議・決定する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会を原則月1回開催し、経営に関する重要事項の意思決定を機動的に行うとともに、取締役の職務の執行状況を監督する。
- ロ. 各取締役の職務の執行は、「職務分掌規程」「職務権限規程」その他の規程に定める権限と責任および実施手続に従って遂行されるような体制を整備する。
- ハ. 部門長で構成する経営会議を原則月1回開催し、重要事項の事前審議と取締役会から委譲された範囲で機動的な職務意思決定を行う。

⑤ 当社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社およびグループ会社における業務の適正を確保するため、当社にグループ会社全体の内部統制担当部署を設けるとともに、当社およびグループ会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

ロ. 当社取締役およびグループ会社の社長は、各部門の業務の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。

ハ. 当社の内部監査室は、当社および子会社の内部監査を実施し、その結果を取締役会、子会社の社長および監査役会に報告し、必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

ニ. グループ会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制は、当社取締役およびグループ会社社長が出席し、原則、毎月1回開催するグループ経営会議において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について報告を行う。

ホ. グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制は、「リスク管理規程」に基づいて、当社グループ全体のリスクを適切に評価し、管理する体制を構築する。

ヘ. グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制は、「関係会社管理規程」に基づき、重要案件について事前協議を行うなど、自主性を尊重しつつ、状況に応じて必要な管理を行う。

ト. グループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制は、当社の「コンプライアンス倫理綱領」によりグループ全体のコンプライアンス体制を構築する。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制として、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への適切な対応のため、全社的な内部統制の状況や重要な事業拠点における業務プロセス等を把握し、記録を通して、評価、維持、改善を行う。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ. 監査役会が、職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役会と協議のうえ、関係部門から補助すべき使用人を指名する。

ロ. 監査役会が指定する期間中における補助使用人の人事異動、人事考課、懲

戒処分等については、監査役会の事前承認を得なければならない。指名された使用人の指揮命令権は、監査役会に移譲されるものとする。

- ハ. 補助使用人は、監査役の指示に従い、監査役の職務を補助する。
- ニ. 補助使用人は、監査役を補助する職務に関して取締役からの指揮命令を受けないものとする。

⑧ 当社およびグループ会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 当社およびグループ会社の取締役および使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、社内通報制度による通報情報等を適宜に報告する。
- ロ. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや職務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議その他の重要会議に出席するとともに、稟議書類等、職務遂行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて、いつでも取締役および使用人に説明を求めることができる。
- ハ. 監査役へ報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 内部監査室は監査の方針・計画について監査役と事前協議を行い、その監査結果を定期的に監査役会へ報告し、監査役と緊密に連携する。
- ロ. 監査役会は、必要に応じて、社長、会計監査人、内部監査室とそれぞれ経営上の課題、監査役監査の環境整備の状況等について意見交換し、相互の意思疎通を図る。
- ハ. 監査役は、必要に応じて、子会社の調査を行うことができるものとする。取締役および使用人は、これに必要な協力を行う。
- ニ. 当社は、監査役が、その職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要ではないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。また、監査役が、その職務を遂行するために、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家に意見を求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、上記に掲げた内部統制システムの施策に従い、その基本方針に基づき具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを

常時行っております。また、管理本部および内部監査室が中心となり、当社およびグループ会社に対して、内部統制システムの重要性和コンプライアンスに対する意識づけを行い、当社およびグループ会社全体を統括、推進させています。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する適切な利益還元を経営の重要課題のひとつとして認識し、事業拡大と経営体質強化のための内部留保資金を確保しつつ、財政状態、利益水準および配当性向等を総合的に検討し、安定した配当を継続することを基本方針としております。

当期の配当につきましては、期末配当を1株当たり10円とし、次期の配当につきましては、通期で10円の配当を予定しております。

なお、内部留保資金につきましては、財務体質の健全性を確保しつつ、成長機会獲得のため投資や資本効率を意識した資本政策などに活用してまいります。

本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	7,480,768	流 動 負 債	2,063,689
現金及び預金	4,617,956	支払手形及び買掛金	531,571
受取手形及び売掛金	1,929,608	短期借入金	16,840
商 品	284,667	リ ー ス 債 務	48,134
貯 蔵 品	12,878	未 払 金	666,248
未 収 入 金	465,880	未 払 法 人 税 等	37,248
そ の 他	171,049	賞 与 引 当 金	216,930
貸 倒 引 当 金	△1,271	そ の 他	546,715
固 定 資 産	1,164,884	固 定 負 債	355,775
有 形 固 定 資 産	197,674	リ ー ス 債 務	123,722
建物及び構築物	23,555	退職給付に係る負債	232,052
機械装置及び運搬具	11,879		
工具、器具及び備品	29,129	負 債 合 計	2,419,464
リ ー ス 資 産	131,292	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	1,818	株 主 資 本	6,062,993
無 形 固 定 資 産	19,716	資 本 金	2,323,272
リ ー ス 資 産	17,541	利 益 剰 余 金	4,080,591
そ の 他	2,175	自 己 株 式	△340,870
投資その他の資産	947,493	その他の包括利益累計額	124,865
投資有価証券	960	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	376
長期貸付金	366,895	為 替 換 算 調 整 勘 定	126,904
差入保証金	484,150	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△2,415
繰延税金資産	92,205	非 支 配 株 主 持 分	38,328
そ の 他	501,601		
貸 倒 引 当 金	△498,319	純 資 産 合 計	6,226,188
資 産 合 計	8,645,652	負 債 純 資 産 合 計	8,645,652

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		18,841,240
売上原価		15,164,123
売上総利益		3,677,116
販売費及び一般管理費		3,140,997
営業利益		536,119
営業外収益		
受取利息	6,749	
物品賃料収入	5,994	
為替差益	16,319	
助成金収入	48,503	
その他	3,941	81,507
営業外費用		
支払利息	3,805	
貸倒引当金繰入額	8,510	
支払手数料	1,421	
その他	103	13,840
経常利益		603,786
特別利益		
固定資産売却益	1	
関係会社株式売却益	65,362	65,364
特別損失		
固定資産除却損失	0	
減損損失	33,430	
その他	313	33,744
税金等調整前当期純利益		635,405
法人税、住民税及び事業税	213,550	
法人税等調整額	83,074	296,625
当期純利益		338,780
非支配株主に帰属する当期純損失		8,916
親会社株主に帰属する当期純利益		347,696

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2021年4月1日 残高	2,323,272	3,905,879	△75,245	6,153,907
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額		△33,397		△33,397
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,323,272	3,872,482	△75,245	6,120,509
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当		△139,587		△139,587
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益		347,696		347,696
自 己 株 式 の 取 得			△265,625	△265,625
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	—	208,109	△265,625	△57,515
2022年3月31日 残高	2,323,272	4,080,591	△340,870	6,062,993

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 連 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2021年4月1日 残高	365	114,016	△10,238	104,143	46,252	6,304,303
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額						△33,397
会計方針の変更を反映した当期首残高	365	114,016	△10,238	104,143	46,252	6,270,906
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△139,587
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						347,696
自 己 株 式 の 取 得						△265,625
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	10	12,887	7,823	20,722	△7,924	12,797
連結会計年度中の変動額合計	10	12,887	7,823	20,722	△7,924	△44,717
2022年3月31日 残高	376	126,904	△2,415	124,865	38,328	6,226,188

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数	11社
連結子会社の名称	株式会社アスモレーディング 株式会社アスモフードサービス 株式会社アスモフードサービス首都圏 株式会社アスモフードサービス東日本 株式会社アスモフードサービス中日本 株式会社アスモフードサービス西日本 株式会社アスモ介護サービス 株式会社アスマライフサービス サーバンストラスト信託株式会社 ASMO CATERING (HK) COMPANY LIMITED ASMO CATERING (TAIWAN) COMPANY LIMITED

従来、連結子会社であったアスモ少額短期保険株式会社は、保有株式の売却に伴い、当連結会計年度末において連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社の数 3社

非連結子会社の名称

株式会社ぱすと
ASMO CATERING MALAYSIA SDN. BHD.
ASMO CATERING VIETNAM COMPANY LIMITED

連結の範囲から除いた理由

株式会社ぱすと、ASMO CATERING MALAYSIA SDN. BHD.、ならびに ASMO CATERING VIETNAM COMPANY LIMITEDはいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社のうち、主要な会社等の名称
株式会社ぱすと

ASMO CATERING MALAYSIA SDN. BHD.

ASMO CATERING VIETNAM COMPANY LIMITED

非連結子会社について持分法を適用しない理由

株式会社ぱすと、ASMO CATERING MALAYSIA SDN. BHD.、ならびに ASMO CATERING VIETNAM COMPANY LIMITEDは、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

a. 商品

国内連結子会社は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を、また、在外連結子会社は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

b. 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 (リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は、建物は定額法、その他有形固定資産については定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～15年

機械装置及び運搬具 2～8年

工具、器具及び備品 2～10年

また、在外連結子会社については、重要な有形固定資産について、建物の賃貸借契約期間による定額法によっております。

ロ. 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を考慮し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）で費用処理しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）で翌連結会計年度より費用処理しております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算方法

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて表示しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

a. ヘッジ手段…為替予約

b. ヘッジ対象…商品輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引

ハ. ヘッジ方針

外貨建の商品代金の支払いについて、将来の取引市場での為替相場変動リスクを回避することを目的に行っております。原則として外貨建仕入契約の残高の範囲内で為替予約取引を利用することとし、投機目的のデリバティブ

取引は行わない方針であります。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

ロ. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

ハ. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱を定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

⑧ 追加情報

（新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り）

当社グループを取り巻く経営環境について、新型コロナウイルス感染症の影響継続が、当社グループにおける一部の事業の業績に影響を与えております。

しかしながら、このような状況は長期的には回復に向かうと見込まれるため、当社グループ全体の業績に与える影響は限定的なものと仮定し、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性の会計上の見積りを行っております。

2. 会計方針の変更等に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

当会計基準の適用により、一部の連結子会社において、当連結会計年度の連結計算書類に与える主な影響は以下のとおりであります。

- ・顧客への販売対価の一部に第三者のために回収する金額が含まれる取引について、従来顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から第三者のために回収する金額を除いた純額で収益を認識する方法に変更しております。

- ・返還不要の入居一時金について、従来は一時点で収益を認識する方法によっておりましたが、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

なお、上記の他、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表は、受取手形及び掛金は147,177千円減少し、繰延税金資産は3,035千円、流動負債のその他に含まれる前受収益は19,832千円、流動負債のその他に含まれる預り金は78,652千円増加しております。当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は892,831千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ16,020千円増加しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株

主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は33,397千円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収入金」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「為替差益」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

また、前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「支払手数料」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

4. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

当社グループの報告セグメントを財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は以下の通りです。

(単位：千円)

	報告セグメント							
	アスモ 事業	アスモトレ ーディング 事業	アスモフー ドサービス 事業	アスモ介護 サービス 事業	ASMO CATERING (HK)事業	計	その他 (注)	合計
食 肉 販 売	—	2,752,910	—	—	—	2,752,910	—	2,752,910
加 工 商 品 の 販 売	—	495,758	—	—	—	495,758	—	495,758
給 食 提 供 サ ー ビ ス	—	—	7,556,593	—	—	7,556,593	—	7,556,593
介 護 サ ー ビ ス	—	—	—	4,908,824	—	4,908,824	—	4,908,824
運 営 す る 介 護 施 設 で の サ ー ビ ス	—	—	—	372,353	—	372,353	—	372,353
飲 食 店 舗 (香 港)	—	—	—	—	1,267,980	1,267,980	—	1,267,980
食 品 加 工 販 売 (香 港)	—	—	—	—	532,274	532,274	—	532,274
そ の 他	—	—	—	130,473	28,720	159,194	31,736	190,930
顧 客 と の 契 約 か ら 生 じ る 収 益	—	3,248,668	7,556,593	5,411,651	1,828,975	18,045,887	31,736	18,077,623
そ の 他 の 収 益	4,778	—	—	335,455	—	340,233	423,382	763,616
外 部 顧 客 へ の 売 上 高	4,778	3,248,668	7,556,593	5,747,106	1,828,975	18,386,121	455,118	18,841,240

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない管理型信託事業であります。
2. 「その他」の区分に含めていた連結子会社アスモ少額短期保険株式会社の少額短期保険事業について、当社が保有する同社の全株式を2022年3月30日付で譲渡したことに伴い、当連結会計年度末において連結の範囲から除外しております。このため、当連結会計年度の外部顧客への売上高の金額は、連結除外日までの同社の実績を含めております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループの主要な事業（報告セグメント）における収益を理解するための基礎となる情報（主な履行義務に関する情報、履行義務の充足時点の内容等）は以下のとおりです。

① アスモ事業

賃借している不動産の一部を転貸していることに伴うものであり、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる取引となります。

② アスモトレーディング事業

食肉（主に食肉卸売業者）及び食肉加工品（一般消費者）の販売を行っております。当事業における（外部顧客への）販売は、運送会社を通じて国内顧客に納品しており、出荷時から顧客に支配が移転するまでの期間が、出荷及び配送に要する日数に照らして合理的と考えられる日数であることから、当該商品の出荷時に収益を認識しております。

③ アスモフードサービス事業

高齢者介護施設等における給食の提供を行っており、顧客である高齢者介護施設等との間に締結した役務提供契約に基づき、サービスを顧客へ提供する義務を有しております。したがって、役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

④ アスモ介護サービス事業

訪問・居宅介護事業所の運営等に関して、顧客である高齢者介護施設の入居者等との間に締結した役務提供契約に基づき、サービスを顧客へ提供する義務を有しております。したがって、役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、対価の総額から第三者のために回収する金額を除いて収益を認識しております。

有料老人ホームの運営に関して、家賃収入については企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる取引となります。なお、返還不要の入居一時金については、一定の期間にわたり収益を認識しております。また、施設内における入居者へのサービスについては、顧客である入居者との間に締結した役務提供契約に基づき、サービスを顧客へ提供する義務を有しております。したがって、役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

⑤ ASMO CATERING (HK) 事業

香港における外食店舗の運営、食品加工販売を行っております。外食店舗の運営については、来店時の顧客の注文に基づきサービスを提供しており、サービスを顧客へ提供する義務を有しております。したがって、役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。食品加工販売においては、製品の引渡時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主に当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

単位 (千円)

	当連結会計年度
契約負債 (期首残高)	270, 115
契約負債 (期末残高)	192, 648

(注) 契約負債は、履行義務の充足前に対価を受領しているものです。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりです。

単位 (千円)

	当連結会計年度
1年以内	111, 184
1年超	81, 463
合計	192, 648

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

現金及び預金 70, 024千円

上記の資産は、非連結子会社の借入金の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 655, 294千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	15,145千株	一千株	一千株	15,145千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,186千株	494千株	一千株	1,680千株

(注) 普通株式の自己株式の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得494,200株によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	139,587千円	10円	2021年 3月31日	2021年 6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	134,645千円	10円	2022年 3月31日	2022年 6月30日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金等の必要な資金を原則として自己資金で賄う方針ですが、一部を金融機関より短期借入金で調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替先物予約取引で、リスク管理を効率的に行うために導入しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、前述の「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4) 会計方針に関する事項 ⑥ 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権等について、管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、営業部門との情報交換を密に行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債務について、原則として為替先物予約を利用してヘッジしております。また、金融機関との間で交わされた為替の優遇措置により、リスクの軽減を図っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「未払金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
デリバティブ取引 (※1)	376	376	—

※1. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味となる項目については、() で示しております。

※2. 市場価格のない株式等は上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非連結子会社株式	960

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

① 金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価 : 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

② デリバティブ取引は全て為替先物予約取引であるため、ヘッジ会計を適用しております。なお、時価の算定方法は取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 資産除去債務に関する注記

(資産除去債務関係)

当社グループは、店舗の不動産賃貸借契約書に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 459円57銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 25円42銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 連結計算書類の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,349,116	流 動 負 債	57,547
現 金 及 び 預 金	2,713,298	未 払 金	34,814
貯 蔵 品	38	未 払 費 用	1,535
前 払 費 用	10,115	前 受 収 益	438
未 収 入 金	522,735	預 り 金	4,279
短 期 貸 付 金	55,357	賞 与 引 当 金	3,600
そ の 他	47,572	未 払 法 人 税 等	10,766
貸 倒 引 当 金	0	リ ー ス 債 務	1,139
固 定 資 産	309,547	そ の 他	973
有 形 固 定 資 産	10,077	固 定 負 債	1,737
建 物	6,011	リ ー ス 債 務	1,737
工 具、器 具 及 び 備 品	1,326	負 債 合 計	59,284
リ ー ス 資 産	2,739	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	1,149	株 主 資 本	3,599,379
商 標 権	82	資 本 金	2,323,272
ソ フ ト ウ ェ ア	1,067	利 益 剰 余 金	1,616,976
投 資 其 他 の 資 産	298,320	利 益 準 備 金	98,083
関 係 会 社 株 式	172,577	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,518,893
長 期 貸 付 金	27,729	繰 越 利 益 剰 余 金	1,518,893
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	292,804	自 己 株 式	△340,870
破 産 更 生 債 権 等	55,136	純 資 産 合 計	3,599,379
繰 延 税 金 資 産	9,682	負 債 純 資 産 合 計	3,658,663
差 入 保 証 金	66,802		
長 期 未 収 入 金	237,148		
貸 倒 引 当 金	△563,559		
資 産 合 計	3,658,663		

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
関係会社受取配当金	400,000	
その他の売上高	4,778	404,778
営 業 費 用		197,307
営 業 利 益		207,471
営 業 外 収 益		
受取利息	6,177	
為替差益	3,421	
受取手数料	20	
その他の	256	9,875
営 業 外 費 用		
支払利息	69	
貸倒引当金繰入額	4,596	
支払手数料	1,421	6,087
経常利益		211,259
特 別 利 益		
貸倒引当金戻入額	25,000	
関係会社株式売却益	154,289	179,289
特 別 損 失		
関係会社株式評価損	313	313
税 引 前 当 期 純 利 益		390,234
法人税、住民税及び事業税		△675
法人税等調整額		△7,727
当 期 純 利 益		398,637

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計	
	資 本 金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式		株 主 資 本 合 計
		利益準備金	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計			
		繰 越 利 益 剰 余 金					
2021年4月1日 残高	2,323,272	84,124	1,273,802	1,357,926	△75,245	3,605,954	3,605,954
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当		13,958	△153,546	△139,587		△139,587	△139,587
当 期 純 利 益			398,637	398,637		398,637	398,637
自 己 株 式 の 取 得					△265,625	△265,625	△265,625
事業年度中の変動額合計		13,958	245,090	259,049	△265,625	△6,575	△6,575
2022年3月31日 残高	2,323,272	98,083	1,518,893	1,616,976	△340,870	3,599,379	3,599,379

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物は定額法、建物以外については定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 3～8年

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

営業債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を考慮し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算方法

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更等に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる計算書類への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「預け金」は、金額の重要性が乏しくなったため、当事業年度より「流動資産」の「その他」に含めております。

4. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 4. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|---------------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 24,844千円 |
| (2) 偶発債務 | |
| 金融機関等からの借入等に対し債務保証を行っております。 | |
| 株式会社アスモトレーディング | 14,392千円 |
| (3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。 | |
| ① 短期金銭債権 | 251,152千円 |
| ② 短期金銭債務 | 2,257千円 |
| ③ 長期金銭債権 | 22,131千円 |

6. 損益計算書に関する注記

- | | |
|---|-----------|
| (1) 当社は持株会社であり、「関係会社受取配当金」が主な収益となることから「営業収益」として表示し、営業収益に対応する費用として「営業費用」と表示しております。 | |
| (2) 関係会社との取引高 | |
| ① 営業取引による取引高 | 630,573千円 |
| ② 営業取引以外の取引による取引高 | 6,177千円 |

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株数	当事業年度減少株数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,186千株	494千株	一千株	1,680千株

(注) 普通株式の自己株式の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得494,200株によるものであります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損 151,566千円

貸倒引当金 172,618千円

その他 3,824千円

繰延税金資産小計 328,009千円

評価性引当額 △318,326千円

繰延税金資産合計 9,682千円

繰延税金負債

繰延税金負債合計 一千円

繰延税金資産の純額 9,682千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子 会 社	㈱アスモ トレー ディング	10	食肉の輸入、食 肉及び食肉加工 品の販売	(所有) 直接 100.0	経営の指導 役員の兼任 資金の援助	資金の回収 (注)1	25,000	関係会社長期貸付金 (注)2	175,000
						経営指導料 の受取 (営業費用控除) (注)3	28,199	未収入金	2,581
子 会 社	㈱アスモ フード サービス	10	高齢者介護施設 等における給食 の提供	(所有) 直接 100.0	経営の指導 役員の兼任 資金の援助	資金の回収 (注)1	60,000	短期貸付金	20,000
						経営指導料 の受取 (営業費用控除) (注)3	116,437	未収入金	10,655
						金利の受取 (注)1	1,051	—	—

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	㈱アスモ介護サービス	10	訪問・居宅介護事業所の運営 有料老人ホームの運営	(所有) 直接 100.0	経営の指導 役員の兼任 資金の援助	資金の回収 (注)1	99,600	短期貸付金	35,200
						経営指導料の受取 (営業費用控除) (注)3	50,043	未収入金	4,519
						金利の受取 (注)1	1,785	—	—
子会社	ASMO CATERING (HK) COMPANY LIMITED	8百万 香港ドル	香港における飲食店舗の運営、 食品加工販売	(所有) 直接 78.5	経営の指導 役員の兼任 資金の援助	資金の貸付 (注)1	—	関係会社長期貸付金	80,800
						金利の受取 (注)1	2,727	関係会社未収収益	19,098
子会社	ASMO CATERING MALAYSIA SON BHD.	1百万リ ンギット	マレーシアにおける飲食店舗の運営	(所有) 直接 100.0	経営の指導 役員の兼任 資金の援助	資金の貸付 (注)1、4	5,021	関係会社長期貸付金	37,004

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
2. 子会社への貸付金に対し、合計175,000千円の貸倒引当金を計上しております。なお、貸付金利息は無利息としております。
3. 一般取引条件を参考にして決定しております。なお、経営指導料の取り決めについては、業務内容を勘案のうえ、各社と協議のうえ決定しております。
4. 上記の取引金額には為替差損益は含まれておらず、期末残高には為替差損益が含まれております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 267円32銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 29円14銭 |

(注) 計算書類の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

株式会社アスモ
取締役会 御中

R S M 清 和 監 査 法 人

神 戸 事 務 所

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公 認 会 計 士 藤 本 亮

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公 認 会 計 士 福 井 剛

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アスモの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アスモ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

株式会社アスモ
取締役会 御中

R S M 清 和 監 査 法 人

神戸事務所

指定社員 公認会計士 藤本 亮
業務執行社員

指定社員 公認会計士 福井 剛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アスモの2021年4月1日から2022年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月30日

株式会社アスモ

監査役会

常勤監査役 宮 寺 孝 夫 ㊟

社外監査役 福 田 徹 ㊟

社外監査役 肥 後 達 男 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第13条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線部は変更箇所を示しています)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示するところにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">〈新設〉</p>	<p>(電子提供措置等) <u>第13条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 <u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p style="text-align: center;">〈新設〉</p>	<p>(附則) <u>1.</u> 現行定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第13条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。 <u>2.</u> 前項の規定にかかわらず、施行日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第13条はなお効力を有する。 <u>3.</u> 本附則は、施行日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役4名選任の件

当社取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	なが い たける 長 井 尊 (1979年4月26日)	2003年8月 ㈱Persons Bridge代表取締役 2008年11月 ㈱Persons Bridgeが営む給食事業を吸収 分割し、当社にて承継したことにより、 当社取締役副社長就任 給食事業本部本 部長 2012年10月 当社代表取締役社長就任（現任） (重要な兼職の状況) ㈱アスモフードサービス 代表取締役社長	37,200株
2	おく だ ひろし 奥 田 宏 (1956年4月23日)	1985年9月 信和商事㈱（現㈱アスモ）入社 2009年10月 当社執行役員卸売営業部部长 2010年6月 当社取締役就任（現任） 卸売事業本部 本部長 (重要な兼職の状況) ㈱アスモトレーディング 代表取締役社長	700株
3	なが い りき 長 井 力 (1971年8月16日)	2001年11月 ㈱ベストライフ取締役 2005年10月 ㈱ベストライフ取締役総務部長 2006年8月 ㈱ベストライフ代表取締役就任（現任） 2015年2月 当社取締役就任（現任） (重要な兼職の状況) ㈱ベストライフ 代表取締役社長 ㈱ベストライフホールディングス 代表取締役社長	一株
4	きた じま じゅん 北 嶋 准 (1948年1月2日)	1970年4月 東急観光㈱入社 千葉支店副支店長等を歴任 1994年4月 東急バス㈱企画開発部課長 2000年5月 東急リビングサービス㈱営業管理部部长 2010年4月 ㈱モーリーメイドアメニティ取締役就任 2012年12月 ㈱モーリーメイドアメニティ取締役退任 2015年2月 当社取締役就任（現任）	1,500株

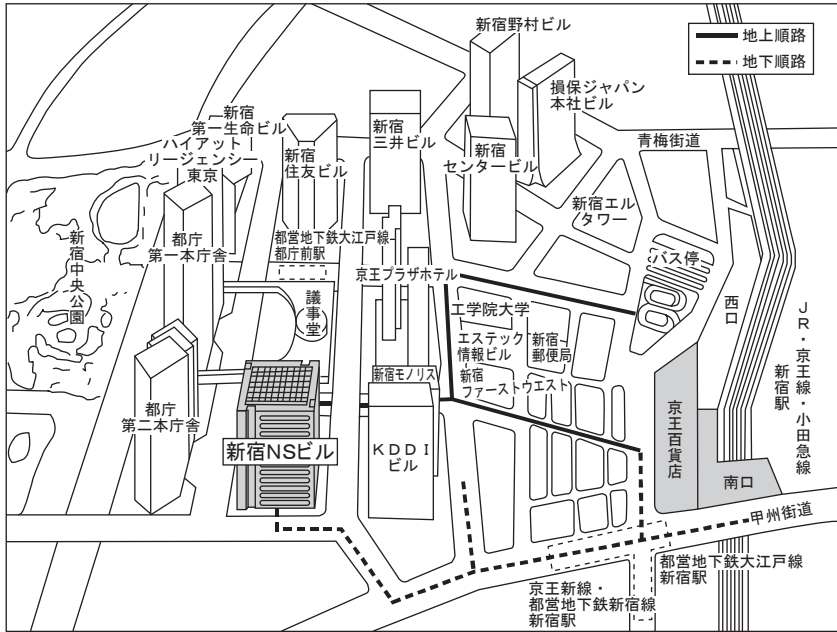
- (注) 1. 取締役候補者 長井 力氏は株式会社ベストライフの代表取締役を兼務しており、同社の100%子会社6社（株式会社ベストライフ東日本、東京、神奈川、埼玉、中部、西日本）は、2022年3月31日現在においてその合計で当社の株式の11.35%を所有しております。
2. 当社の100%子会社である株式会社アスモフードサービス及びその子会社4社（株式会社アスモフードサービス首都圏、東日本、中日本、西日本）は、株式会社ベストライフの子会社6社（株式会社ベストライフ東日本、東京、神奈川、埼玉、中部、西日本）が運営する有料老人ホームに給食を提供しております。株式会社ベストライフの子会社6社への売上高が当該5社の売上高合計に占める割合は、2022年3月期において79.33%です。

3. 取締役候補者 長井 力氏は株式会社ベストライフホールディングスの代表取締役を兼務しております。当社と同社の間に取引関係はありません。
4. 取締役候補者 長井 尊氏、奥田 宏氏、北嶋 准氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
5. 取締役候補者 北嶋 准氏は社外取締役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の候補者でもあります。なお、同氏の在任期間は、本総会終了の時をもって7年4ヵ月となります。
6. 北嶋 准氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、また、サービス業の豊富な経験と深い見識を有しており、その幅広い知見を活かし、当社取締役会において的確な助言・提言を行うなど、経営の監督に十分な役割を果たしていただいております。社外取締役として再任された際は、独立役員としての客観的・中立的な立場から、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただけることを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
7. 当社が知り得る限り、社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役員又は監査役に就任していたとき、その在任中に当該会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実はありません。
8. 当社が知り得る限り、社外取締役候補者について、以下の事項への該当はありません。
 - ① 当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員（業務執行者であるものを除く）であること。
 - ② 当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭、その他の財産（取締役等としての報酬は除く）を受ける予定があること、または過去2年間に受けていたこと。
 - ③ 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等内の親族等であること。
 - ④ 過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員（業務執行者であるものを除く）となったことがあること。
 - ⑤ 過去2年間に当社が合併等を行った会社の業務執行者であったこと。
9. 当社の現行定款では、社外取締役との間で、当社に対する損害賠償責任を限定する契約の締結ができる旨を定めております。当社は北嶋 准氏との間で責任限定契約を締結しており同氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。その契約の内容（概要）は、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定するものとし、任務懈怠により当社に損害を与えた場合、社外取締役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するというものであります。
10. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

株主総会会場ご案内

会場：東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
新宿NSビル3階 NS会議室 3-M



交通 JR線・京王線・小田急線・東京メトロ丸ノ内線 新宿駅「南口・西口」より徒歩7分
都営地下鉄線（新宿線）・京王新線 新宿駅「新都心口」より徒歩6分
都営地下鉄線（大江戸線）都庁前駅「A3出口」より徒歩3分